

# 島根県報

第一、四八一号

平成十五年六月二十四日

(火曜日)

### 告示

#### 目次

土地改良区の定款変更の認可

(農村整備課)

一

土地改良事業計画書の縦覧(二件)

( )

一

保安林予定森林

(森林整備課)

二

大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗

(経営支援課)

二

に係る事項の変更の届出(三件)

( )

二

### 公告

都市計画の変更案の縦覧(二件)

(都市計画課)

四

### 人委告示

平成十五年度島根県職員(経験者)採用試験及び平

( )

五

成十五年度島根県職員(地区別)採用試験の実施

( )

五

### 告示

### 示

島根県告示第五百五十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、飯石郡吉田村土地改良区の定款変更を平成十五年六月十六日付けで認可した。

平成十五年六月二十四日

島根県知事 澄田信義

島根県告示第五百五十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良区理事長から土地改良事業の施行について認可の申請があり、同条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により審査の結果、土地改良事業計画を適当と決定したから次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成十五年六月二十四日

島根県知事 澄田信義

事業主体名 八束郡鹿島町土地改良区	事業名 七田地区用排水施設事業 (非補助土地改良事業)	縦覧に供する書類の名称 土地改良事業計画書の写し	縦覧の期間 告示の日から二十一日間	縦覧の場所 鹿島町役場
----------------------	-----------------------------------	-----------------------------	----------------------	----------------

島根県告示第五百五十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良区理事長から土地改良事業の施行について認可の申請があり、同条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により審査の結果、土地改良事業計画を適当と決定したから次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成十五年六月二十四日

島根県知事 澄田信義

事業主体名 八束郡鹿島町土地改良区	事業名 亀尻地区用排水施設事業 (非補助土地改良事業)	縦覧に供する書類の名称 土地改良事業計画書の写し	縦覧の期間 告示の日から二十一日間	縦覧の場所 鹿島町役場
----------------------	-----------------------------------	-----------------------------	----------------------	----------------

## 島根県告示第五百五十九号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十五年六月二十四日

## 一 保安林予定森林の所在場所

島根県知事 澄田信義

簸川郡大社町大字遙塩字谷山一一二八の五、一一二〇〇の五、一一二〇〇の六、一一二〇一、一一二〇三の二、一一二〇四の二、一一二〇四の三、一一二〇四の四、一一二〇六の四、一一二〇六の五、一一二〇二、一一二〇三、一一二〇五の二、一一二〇一五の三、一一二〇一六から一一二〇一八まで、一一二〇一九の三、一一二〇二〇、一一二〇三三の四、一一二〇三八、一一二〇四〇の一、一一二〇四二の一、一一二〇四六の一、一一二〇四七、一一二〇四八、一一二〇四九の一から一一二〇四九の二〇まで、一一二〇四九の二から一一二〇四九の四まで、一一二〇五〇、字篠崎一一九〇の一、一一二〇五五から一一二〇五七まで、一一二〇五二の一、一一二〇五二の二、一一二〇五五の一

## 二 指定の目的

土砂の流出の防備

## 三 指定実施要件

## (一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び大社町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 島根県告示第五百六十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり告示する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から四月以内に、次の四に定めるところにより意見を述べることができる。

平成十五年六月二十四日

島根県知事 澄田信義

## 一 届出の概要

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ゆめタウン斐川 島根県簸川郡斐川町大字上直江一三二二番地外

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称、代表者の氏名及び住所

株式会社イズミ 代表取締役社長 山西泰明 広島県広島市南区京橋町二番二号

## 3 変更しようとする事項

## (一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の営業時間

(変更前) 午前十時から午後九時 (変更後) 午前九時から午後十時

## (二) 来客が駐車場を利用することが出来る時間帯

(変更前) 午前九時三十分から午後九時三十分 (変更後) 午前八時三十分から午後十時三十分

## 4 変更の年月日

平成十五年七月一日

## 二 届出年月日 平成十五年六月十二日

## 三 届出及び添付書類の縦覧場所 斐川町商工観光課（簸川郡斐川町大字庄原二二七番地）

## 四 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

## 1 意見書の提出先

松江市殿町一番地 島根県商工労働部経営支援課

## 2 意見書に記載すべき事項

(一) 氏名及び住所（団体にあつては、その名称、代表者氏名及び住所、法人にあつて

はその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(一)の記載事項についての公表の意思の有無

(二) 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

(三) 意見の内容

(四) 意見を述べる理由

(五) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第五百六十一号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)附則第五条第一項の規定による届出があつたので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり告示する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から四月以内に、次の四に定めるところにより意見を述べる事ができる。

平成十五年六月二十四日

島根県知事 澄田信義

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヒラタニユートピア21 島根県平田市平田町藪崎一七〇八・一外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称、代表者の氏名及び住所

株式会社ラック 代表取締役 儀満裕 島根県平田市平田町藪崎一七〇八・一外

3 変更しようとする事項

(一) 閉店時間

(変更前)午後十時 (変更後)午後十一時

(二) 駐車場を利用できる時間

(変更前)午前八時三十分から午後十時三十分

(変更後)午前八時三十分から午後十一時三十分

4 変更の年月日

平成十五年七月一日

二 届出年月日 平成十五年六月十二日

三 届出及び添付書類の縦覧場所 平田市地域振興課(平田市平田町九五一番地一)

四 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

1 意見書の提出先

松江市殿町一番地 島根県商工労働部経営支援課

2 意見書に記載すべき事項

(一) 氏名及び住所(団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(二) (一)の記載事項についての公表の意思の有無

(三) 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

(四) 意見の内容

(五) 意見を述べる理由

3 その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第五百六十二号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)附則第五条第一項の規定による届出があつたので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり告示する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から四月以内に、次の四に定めるところにより意見を述べる事ができる。

平成十五年六月二十四日

島根県知事 澄田信義

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジャスコ出雲ショッピングシティ 島根県出雲市渡橋町一〇六六番地外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称、代表者の氏名及び住所

株式会社イオン 代表取締役 岡田元也 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一

3 変更しようとする事項

(一) 閉店時間

(変更前) 午後十時 (変更後) 午後十一時

(二) 駐車場を利用できる時間

(変更前) 午前八時三十分から午後十時三十分

(変更後) 午前八時三十分から午後十一時三十分

4 変更の年月日

平成十五年七月一日

二 届出年月日 平成十五年六月十二日

三 届出及び添付書類の縦覧場所 出雲市商工振興課(出雲市今市町一〇九番地一)

四 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

1 意見書の提出先

松江市殿町一番地 島根県商工労働部経営支援課

2 意見書に記載すべき事項

(一) 氏名及び住所(団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(二) の記載事項についての公表の意思の有無

(三) 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

(四) 意見の内容

(五) 意見を述べる理由

3 その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

## 公 告

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定において準用する同法

第十八条第一項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第十七条第一項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧の期間満了の日までに意見書を提出することができる。

平成十五年六月二十四日

島根県知事 澄田信義

一 都市計画の種類

益田都市計画道路

二 都市計画を変更する土地の区域

益田市飯田町、高津町、高津二丁目、高津二丁目、高津三丁目、高津五丁目、高津七丁目、中島町、中吉田町、須子町、遠田町及び久城町

三 縦覧場所

島根県土木部都市計画課及び益田市役所

四 縦覧期間

平成十五年六月二十四日から平成十五年七月七日まで  
(土曜日及び日曜日を除く)

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第十七条第一項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧の期間満了の日までに意見書を提出することができる。

平成十五年六月二十四日

島根県知事 澄田信義

一 都市計画の種類

益田都市計画公園

人事委員会告示

島根県人事委員会告示第四号

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十八条第一項の規定に基づき、平成十五年島根県職員（経験者）採用試験及び平成十五年島根県職員（地区別）採用試験を次のとおり実施する。

平成十五年六月二十四日

島根県人事委員会委員長 中村 寿夫

一 受付期間

平成十五年八月四日（月）から同年九月五日（金）まで

受付時間は、午前八時三十分から午後五時まで（日曜日及び土曜日を除く）。郵送による場合は、九月五日までの消印のあるものに限り受け付ける。インターネットによる場合は、八月二十九日（金）午後五時までに到着したものに限り受け付ける。

二 試験の種類・程度、試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験の種類	試験の程度	試験区分	採用予定人員	職務内容
経験者	大学卒業程度	行政	一名	島根県の諸機関に勤務し、一般行政事務に従事
土木	一名	島根県の諸機関に勤務し、道路・河川・港湾・都市計画等に関する計画・設計・積算・施工管理等の		

二 都市計画を変更する土地の区域

益田市飯田町

三 縦覧場所

島根県土木部都市計画課及び益田市役所

四 縦覧期間

平成十五年六月二十四日から平成十五年七月七日まで（土曜日及び日曜日を除く）

三 受験資格

(一) 次の各号に該当する者

ア 年齢、資格、学歴等

試験の種類	試験区分	年齢・性別・学歴
経験者	行政	昭和四十五年四月二日から昭和五十一年四月一日までに生まれた者（平成十六年四月一日現在で満二十八歳から満三十三歳までの者）。学歴不問。
地区別	一般事務（石見地区）	昭和四十七年四月二日から昭和五十三年四月一日までに生まれた者（平成十六年四月一日現在で満二十六歳から満三十一歳までの者）。学歴不問。

イ 経験年数（経験者試験のみ）

民間企業等における職務経験が五年以上ある者（平成十六年三月三十一日までに五年に達するものを含む。）。

(二) 次の各号に該当しない者

ア 日本の国籍を有しない者

イ 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）

ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

エ 島根県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

地区別	高校卒業程度	一般事務（石見地区）	一名	業務に従事
				島根県の石見地区（大田市、江津市、浜田市、益田市、邇摩郡、邑智郡、那賀郡、美濃郡、鹿足郡）の諸機関に勤務し、一般行政事務に従事

(注) 受験の申込みは、いずれか一の試験区分に限る。

(三) 申込書受付後の試験区分の変更は認めない。採用予定人員は、変更する場合がある。

四 才 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者  
試験の日時、試験地、試験場及び合格発表

区分	日 時	試験地及び試験場	合格発表
第一次試験	平成十五年十月十二日(日) 受付時間 九・〇〇～九・二〇 試験開始時間 九・三〇	東京都 島根イン青山 (港区南青山七丁目) 大阪府 大阪マーチャングイズ ・マート (大阪市中央区大手前) 広島市 広島YMCAホール (広島市中区八丁堀) 別の地区	十一月十四日に県庁前掲示板に合格者の受験番号を掲示するほか、受験者全員(棄権者を除く。)に試験の結果を通知する。
第二次試験	十二月六日(土)に松江市で実施する予定 (第一次試験合格通知の際に通知する。)		十二月十七日に県庁前掲示板に合格者の受験番号を掲示するほか、受験者全員(棄権者を除く。)に試験の結果を通知する。

五 試験の種類、配点及び内容

区分	試験の種類	試験種目及び配点	内 容
第一次試験	経験者	筆記試験 (五〇点) 行政 土木	公務員として必要な一般的知識及び知能についての択一式による筆記試験 公務員として必要な一般的知識及び知能並びに専門的な知識及び能力についての択一式による筆記試験 民間企業等での職務経験、職務を通じて培った知識・能力、文章による表現力、課題に対する理解力等についての試験
		論文試験(五〇点)	

六 受験手続

(一) 申込書の交付

ア 申込書は、島根県人事委員会事務局、島根県庁一階受付、隠岐支庁総務局、県内各総務事務所、川本総務事務所大田分室、島根県東京事務所、島根県大阪事務所、島根県広島事務所及び島根県九州事務所で交付する。

イ 申込書を郵便で請求する場合は、封筒の表に「経験者請求」又は「地区別請求」と朱書きし、百二十円切手をはったあて先明記の返信用封筒(角形二号)を同封して、島根県人事委員会事務局あて請求すること。

(二) 受験の申込み

所定の申込書に必要な事項を記入し、島根県人事委員会事務局に提出するか、または島根県人事委員会のホームページの申込画面からインターネットにより申込むこと。申込書を郵送する場合は、封筒の表に「経験者申込」又は「地区別申込」と朱書きし、書留にすること。

七 合格から採用まで

合格者は、それぞれの試験区分ごとに採用候補者名簿に登載され、各任命権者の請求に応じて成績順に推薦され、そのうちから採用者が決定される。

なお、採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定の日から原則として一年間とする。



平成十五年六月二十四日印刷  
平成十五年六月二十四日発行

発行者  
島  
根  
県

発行所  
印刷所  
松江学園南町  
松島陽根印刷所

定価一箇月  
金二千四百三十円(送料共)

毎週火・金曜日発行